



鳥取県公報

令和8年5月8日(金)
第9787号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	手数料の徴収事務の委託(271) (子育て王国課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(2件) (272・273) (企業支援課) 2
	物品売払代金の徴収事務の委託(274) (生産振興課) 3
	浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置の一部改正(275) (県土総務課) 4
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出(276) (中部総合事務所県民福祉局) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定(277) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定(278) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定(279) (〃) 5
	土地改良区の役員の就退任(2件) (280・281) (中部総合事務所農林局) 5
	土地改良区の役員の退任(2件) (282・283) (〃) 6
	指定障害児通所支援事業者の指定(284) (西部総合事務所県民福祉局) 7
	物品売払代金の徴収事務の委託(285) (鳥取湖陵高等学校) 7
	物品売払代金の徴収事務の委託(286) (智頭農林高等学校) 7
	物品売払代金の徴収事務の委託(287) (日野高等学校) 7
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託(2) (図書館) 8
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施(治山砂防課) 8
	随意契約の相手方の決定(医療政策課) 12

告 示

鳥取県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、保育士登録及び地域限定保育士登録に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
社会福祉法人日本保育協会	東京都千代田区麹町一丁目6-2	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

鳥取県告示第272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンアイ境港店 境港市竹内団地105
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行 米子市福市1714-1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
変更前 ホームセンターサンアイ境港店
変更後 サンアイ境港店
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206-5
変更後 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179-1
株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行 米子市福市1714-1
- 変更年月日
令和3年4月20日ほか
- 届出年月日
令和8年4月21日
- 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間
令和8年5月8日から4月間
- 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課において縦覧に供する。
- 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンアイ境港店 境港市竹内団地105
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行 米子市福市1714-1
- 3 変更する事項
 - (1) 施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置
6の書類に記載のとおり
 - イ 荷さばき施設の面積
変更前 106.86平方メートル
変更後 136.86平方メートル
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置
6の書類に記載のとおり
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
変更前 18.0立方メートル
変更後 19.6立方メートル
 - (2) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和8年6月1日
- 5 届出年月日
令和8年4月21日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和8年5月8日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		

一般財団法人鳥 取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目 411	令和8年4月1日	令和8年4月20日	令和8年4月20日から 令和9年3月31日まで
--------------------	------------------	----------	-----------	----------------------------

鳥取県告示第275号

昭和60年鳥取県告示第948号（浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、令和8年5月8日から施行する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県県土整備部閲覧室内</u>	鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県県土整備部管理課内</u>

鳥取県告示第276号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
一般社団法人お助けステーション心結	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬611-1	COCOKARAおがも	倉吉市中河原361	保育所等訪問支援	令和8年5月1日
〃	〃	COCOKARAだいえい	東伯郡北栄町東園495-2	〃	〃

鳥取県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社Pen guin Adventure	神奈川県横浜 市戸塚区矢部 町1815-174	くらよしワイン&カンパニー	倉吉市西仲町2636	就労継続支援B型	令和8年5月1日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	デイサービスセンター マグノリア	倉吉市上井町一丁目2-1	生活介護	〃

鳥取県告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社あいいろ	訪問看護ステーションはるかぜ	倉吉市福庭町一丁目225	令和8年5月1日	訪問看護

鳥取県告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社あいいろ	訪問看護ステーションはるかぜ	倉吉市福庭町一丁目225	令和8年5月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 米 田 耕 作 倉吉市鴨河内945-3
 - 〃 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451
 - 〃 米 田 清 隆 倉吉市鴨河内1001
 - 〃 若 本 郁 夫 倉吉市鴨河内378
 - 〃 山 本 治 秀 倉吉市鴨河内1127
 - 〃 佐 治 孝 倉吉市鴨河内381-1
 - 〃 黒 川 正 美 倉吉市鴨河内1156-1
 - 監事 米 田 秀 哉 倉吉市伊木221-12
 - 〃 黒 川 和 倉吉市鴨河内1228
 - 〃 向 井 昌 博 倉吉市鴨河内1053
- 令和8年4月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451
- 〃 米 田 清 隆 倉吉市鴨河内1001
- 〃 黒 川 正 美 倉吉市鴨河内1156-1
- 〃 福 田 栄 治 倉吉市鴨河内1049
- 〃 山 本 治 秀 倉吉市鴨河内1127
- 〃 椿 原 尚 倉吉市鴨河内360

〃 米 田 耕 作 倉吉市鴨河内945-3
監 事 米 田 秀 哉 倉吉市伊木221-12
〃 黒 川 和 倉吉市鴨河内1228
〃 向 井 昌 博 倉吉市鴨河内1053
令和8年4月10日就任 任期4年

鳥取県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 田 好 雄 倉吉市穴窪224
〃 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246
〃 伊 東 正 夫 倉吉市新田85-1
〃 船 越 省 吾 倉吉市小田187
〃 綾 女 裕 政 倉吉市下古川219
〃 南 條 康 博 倉吉市井手畑129
〃 浅 倉 博 一 倉吉市大塚244
〃 野 嶋 俊 文 東伯郡北栄町国坂1493-9
監 事 伊 東 隆 文 倉吉市新田106
〃 古 澤 史 郎 倉吉市小田81-1
令和8年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 船 越 省 吾 倉吉市小田187
〃 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246
〃 南 條 康 博 倉吉市井手畑129
〃 伊 東 正 夫 倉吉市新田85-1
〃 綾 女 裕 政 倉吉市下古川219
〃 高 見 美 幸 倉吉市中江114
〃 浅 倉 博 一 倉吉市大塚244
〃 福 田 好 雄 倉吉市穴窪224
〃 野 嶋 俊 文 東伯郡北栄町国坂1493-9
〃 伊 東 裕 子 倉吉市新田174
監 事 牧 田 誠 司 倉吉市下古川218-1
〃 岩 間 隆 二 倉吉市井手畑91
令和8年4月22日就任 任期4年

鳥取県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 濱 本 喜 幸 東伯郡北栄町妻波1401-4

令和8年3月31日退任

鳥取県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 田 徹 志 東伯郡北栄町下種452-1

令和8年4月6日退任

鳥取県告示第284号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人Amie	境港市上道町716-1	アフタークラスAmie	境港市上道町716-1	放課後等デイサービス	令和8年5月1日

鳥取県告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取湖陵高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取湖陵高校生産品販売実習実行委員会	鳥取市湖山町北三丁目250	令和7年4月1日	令和8年4月24日	令和8年4月29日から同年12月12日まで

鳥取県告示第286号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立智頭農林高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立智頭農林高等学校行事等実行委員会	八頭郡智頭町智頭711-1	令和7年4月1日	令和8年4月14日	令和8年5月9日から令和9年2月28日まで

鳥取県告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立日野高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立日野高等学校「日野高ショップ」実行委員会	日野郡日野町根雨310	令和7年4月1日	令和8年4月17日	令和8年4月17日から令和9年3月31日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立図書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月8日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
公益財団法人鳥取市文化財団	鳥取市栄町655	令和8年1月16日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県砂防関係まるっとDXシステム構築業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月24日まで

(4) 入札方法等

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める書類等を提出しなければならない。

イ 入札は、紙により行うものであること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、契約申込金額は、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を見積もった額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年5月13日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 令和6年鳥取県告示第594号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、土木関係建設コンサルタント業務の業種区分に登録されている者であること。

エ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はPMS（プライバシーマーク）登録の認定を受けている者であること。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

カ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

キ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア及びオからキまでの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、代表者は(1)のイ及びウの要件を満たしていること。

また、代表者以外の構成員は、(1)のイ又はウの要件を満たしていること。

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、(1)のイ又はウの要件を満たしていない者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年5月13日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員の1以上の者がI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はPMS（プライバシーマーク）登録の認定を受けていること。

エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課 企画調査担当

電話 0857-26-7822

ファクシミリ 0857-26-8130

電子メール chisansabou@pref.tottori.lg.jp

(2) 物品役務に係る競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 土木関係建設コンサルタントに係る競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部県土総務課

電話 0857-26-7347又は0857-26-7454

(4) 入札説明書等の交付の方法

令和8年5月8日(金)から同月29日(金)までの間にインターネットの鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chisansabou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年5月8日(金)から同月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

- イ 交付場所
(1)に同じ。
- (5) 郵送等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (6) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所
ア 提出日時
令和8年6月17日（水）午後3時。ただし、郵送等による入札書及び企画提案書等の受領期限は、同月16日（火）午後5時とする。
イ 提出場所
(1)に同じ。
- (7) 開札の日時及び場所
次のとおりとする。
なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。
ア 日時
令和8年6月17日（水）午後3時即時開札
イ 場所
(1)に同じ。
- 5 入札者に要求される事項
(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ封緘して提出しなければならない。
(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に令和8年5月29日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
(2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法
(1) 落札候補者の決定は、入札説明書で示すところにより、審査会を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。
(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、前項による総合評価の最も高かった者を落札者とする。
- 8 その他
(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札及び会計規則、この公告又は入札説明書等に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、原則として返却しない。

イ 入札参加者が提出する書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は、入札参加者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) その他

詳細は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Creation of Tottori Prefectural “SABO MARUTTO DX System” : 1 set

(2) 2026-05-29 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-06-17 15:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-06-16 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Office of Erosion Control Division, Bureau of River and Port, Department of Land Management, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7822

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県ドクターヘリ運航業務 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和8年3月25日
4 契約の相手方の名称及び所在地	つくば航空株式会社 茨城県つくば市上境992
5 契約金額	339,156,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 鳥取市東町一丁目220